

『順天府档案』に見える清代国家基礎権力の実現 —宝坻県の官僚配置と社会組織の役割を例に—

伍 躍

はじめに

一、清代宝坻県の官僚配置とその周辺

二、宝坻県の社会組織

おわりに

キーワード：順天府档案、宝坻県、国家基礎権力、官僚、社会組織

はじめに

前近代中国における国家支配の特徴について言えば、「狭小の官僚機構を利用して巨大な社会を統治」すること、と言えよう¹。これは、専制権力（Despotic Power of the State）に基づく中国国家が国家基礎権力（Infrastructure Power of the State）を有効に行使した結果である、と考えられよう²。国家基礎権力とは、国家が持つ専制権力に基づき社会を支配し、社会構成員の行動を規制する能力である。それは、国家の官僚機構と官僚などによる社会へ浸透し法と秩序を維持する能力、社会から税金・労役・穀物などを徴発調達する能力、社会の全体に対し安定した社会環境と支配的なイデオロギーを提供する能力、および特定の目的を達成

するために、特定の対象に富・名誉・官職・栄典などを分配する能力、などによって構成される³。

前近代中国の国家がどのように「狭小の官僚機構を利用して巨大な社会を統治」し、自らの支配を維持することができたのか、その一人の知州ないし知県がどのように数万ないし数十万の民を安定的に統治し税金を徴収することができたのか、などといった問題は、中国の国家支配構造を解明することにあたって、避けて通ることのできない問題、言い換えれば清朝の国家基礎権力がいかに実現したのか、という問題である。

これまで、こうした問題を究明するため、学界は淡新档案・順天府档案・巴県档案などと呼ばれる地方官庁の行政司法文書を利用して数多くの業績を挙げている⁴。しかし、国家基礎権力の実現という観点からの研究はいまだ少ない。

本稿においてはこれまでの研究成果を吸収しつつ、『順天府档案』を基礎資料として用いて、前近代中国の国家統治の中心地に近く一農業社会、すなわち順天府宝坻県の統治システム

¹ Philip.A.Kuhn（孔飛力）『中国現代国家的起源／Origins of the Modern Chinese State』（北京、生活・読書・新知三聯書店、2013年）、第8、20-23頁。

²（英）マイケル・マン（Michael Mann）『ソーシャルパワー：社会的な「力」の世界歴史Ⅰ—先史からヨーロッパ文明の形成へ／The Sources of Social Power vol. 1: A History of Power from the Beginning to A. D.

1760』（東京、NTT出版、2002年）、第518頁。

³（米）喬爾・S・米格代爾（Joel S.Migdal）『強社会與弱国家：第三世界的国家社会關係及国家能力／Strong Societies and Weak States: State-Society Relations and State Capabilities in the Third World』（南京、江蘇人民出版社、2009年）、第24、272頁。

⁴ 夫馬進編『中国明清地方档案の研究』（京都、京都大

を分析対象として、清朝の国家基礎権力がどのように実現したのか、という問題を明らかにしたい。まずは、その「狭小の官僚機構」の構成について明らかにし、次にはこうした官僚機構のもとにあった社会組織の役割について説明していこう。

一、清代宝坻県の官僚配置とその周辺

1、「衝疲難」と「繁疲難」

宝坻県を見る前に、まず宝坻県所在の直隸地域の特徴を見てみよう。

道光年間、直隸で「十有餘年」にわたり「宦遊」して、知県や知州を歴任した張杰が、「目撃心傷」のこととして挙げたのは直隸地域における「大差の不均」と「雑差の不除」であった。彼が言う「大差」とは、「巡幸木蘭」と「謁陵」、つまり皇帝の狩猟と祭祀にかかわる「一切の橋道工程、および車馬支応」などの経費を「優免」の対象ではない「良善窮民」に負担させるものであり、「雑差」とは「種々名目、離奇古怪」と呼ばれる様々な労役であった。彼が「雑差」として挙げたのは、物資運搬（「米車」「煤車」「酒車」）、人員輸送（「委員過境車」「遞解人犯車」）、物資提供（「草」「料」「麩」「炭」）、施設整備（「天棚」「壕牆」「柵欄」「井蓋」「井欄」）、労務提供（「挑夫」「劈柴」）などがあった⁵。

このような状況は、順天府所管の宝坻県にお

いてもそれほど変わっていなかった。『（乾隆）宝坻県志』では、宝坻県が抱えている状況について次のように説明している⁶。

宝邑居薊通天津之中、則固腹心内地矣。
…旗民雜処、園田監地、賦役懼淆、而河堤漕運、利弊閔焉。何一非官斯土者之責？

ここでいう「腹心内地」とは、清朝の国家支配の中心—北京に近いことであり、そのためか、賦役も漕運関係の業務も多かった。そのうえ、八旗に属する八旗兵とその家族は一般庶民と混在しているため、宝坻県知県にとって、職権範囲外の八旗兵および「民地」に属さない「園田監地」などといった八旗兵の土地や中央官庁の直轄地にかかわる事務への対応はけっして容易なことではなかった。そのうえ、中央政府が要求する臨時的な労役、および県衙門が徴発する雑差などがあり、皇帝の行幸に関する道の補修、物資の運搬および官僚・官兵の往来にかかわる物資の提供と運搬が多かった⁷。

要するに、国の都・北京から約90キロ離れ、その東部にある宝坻県は順天府下の諸州県と同じく、行政システム上において重要な位置を占めていた。雍正年間から乾隆初年にかけて行われた州県地方官缺の分類作業、つまり「衝繁疲難」という四つの漢字を使って示した行政の難易度を考慮する形で適任適所の官僚配置をはかるうとする作業において、宝坻県は、「衝疲難」の三字要缺と認定された。道光初年になって、「衝疲難」は「繁疲難」に改められた⁸。

学文学部、2000年、科学研究費研究成果報告書）。『東洋史研究』、第74巻第3号、2015年12月、特集：『巴県档案』に見る清代社会と地方行政。ほかに、淡新档案については、戴炎輝『清代台湾之郷治』（台北、聯経出版事業公司、1979年）、順天府档案については、Philip C.C.Huang（黄宗智）はその研究のなかで順天府档案を利用したことがある。黄宗智『華北の小農經濟與社会変遷』（北京、中華書局、1985年）；同『清代的法律、社会與文化：民法的表達與實踐』（上海、上海書店出版社、2007年）、巴県档案については、梁勇『移民・国家與地方権勢—以清代巴県為例』（北京、中

華書局、2014年）、などの専門書がある。

⁵（清）徐棟『牧令書』、卷十一、賦役、張杰「論差徭書」、官箴書集成編纂委員会『官箴書集成』（合肥、黄山書社、1997年、影印清道光二十八年刊本）、第7冊第219-221頁。

⁶『（乾隆）宝坻県志』（清乾隆十年刊本）、卷八、職官、第24b-25a頁。

⁷小田則子「清代華北における差徭と青苗会—嘉慶年間以降の順天府宝坻県の事例」、『東洋史研究』、第58巻第3号、第110-144頁。

⁸『縉紳全書』（清道光四年刊本）、直隸、第4a頁。

爾来、清末に至るまで、宝坻県は良郷県・三河県・武清県・昌平州・密雲県・涿州と同じように、ずっと順天府内の「三字要缺」の県の1つであった。ちなみに、ここでいう「要缺」とは、行政上の重要性に鑑み、知州知県の人事が吏部の銓選を経ず、地方の督撫が「題補」もしくは「調補」の手続きをして任命することができる重要なポスト（＝「缺」）を指す言葉である。すなわち、「外補制」の適用対象である⁹。

では、このような地域を対象に、国家がどのように官僚を配置していか、という問題について、まず『(乾隆)宝坻県志』と『(光緒)順天府志』などの記載をもとに、歴代知県の出身資格・任期などを見てみよう。

2、宝坻県知県 (1) 出身資格

【表1、清代宝坻県知県の出身資格】

	実数	進士 ^①		挙人 ^②		五貢等 ^③		貢監 ^④		その他 ^⑤	
順治	7			2	28.57	3	42.85			2	28.57
康熙	21	4	19.04	2	9.52	3	14.28	6	28.57	6	28.57
雍正	8	4	50.00	1	12.50			3	37.50		
乾隆	16	4	25.00	5	31.25			4	25.00	3	18.75
嘉慶	4	1	25.00					1	25.00	2	50.00
道光	26	8	30.76	14	53.84	2	7.69	2	7.69		
咸豊	7	2	28.57	3	42.85			2	28.57		
同治	7	1	14.28	4	57.14	1	14.28	1	14.28		
光緒	25	3	12.00	2	8.00	4	16.00	10	40.00	6	24.00
宣統	1			1	100.0						
合計	122	27	22.41	34	29.31	12	10.34	30	23.27	19	14.65

出典：『(乾隆)宝坻県志』(清乾隆十年刊本)、巻八、職官、県令、第5b-6b頁。『(光緒)順天府志』(清光緒十二年刊十五年重印本)、巻八十二、国朝州県表二下、第1a-37a頁。ほかに、明清内閣大庫档案なども参考した。

第一、順治から宣統に至るまで、正途出身者が比較的に多数を占めていたこと。つまり73名(進士27+挙人34+五貢等12)>49(貢監30+その他19)で、率にして59.83%対40.17であった。正途出身者がいちばん多かったは道光年間であり、知県26名中の24名は正途出身者であった。データの不備があった嘉慶と光緒の両朝を除いて、いずれの時期において宝坻県知県に就任した者の約6割以上は正途出身者であったことがわかる。

第二、宝坻県知県の「最大グループ」は挙人

出身者で、それに次ぐものは進士であったこと。両者の合計では、知県の5割を超えている。ただ、雍正年間においては、知県就任者の半数は進士出身者であった。

第三、捐納などをして貢生や監生などの資格を得た異途の者は、光緒年間になって、進士出身者と挙人出身者を抑えて、1位を占めていた。これは、清代後期、特に太平天国期以降、捐納が頻繁に実施されそれによって出身資格を得た者が溢れていたことを物語っている。

このように、正確なデータが得られていない

⁹ 近藤秀樹「清代の銓選—外補制の成立」、『東洋史研

究』、第17巻第2号、1958年9月、第34-55頁。

嘉慶年間と宣統年間を除いて見れば、道光年間と同治年間において、宝坻県の正途出身知県の割合は、近藤秀樹が統計した全国の平均的水準、および和田正広が示した清代各出身知県の平均値、つまり進士16.3%、挙人26.1%を上回っていることがわかる¹⁰。

結果論的なことではあるが、以上の各データを通して、外補缺としての宝坻県知県の人選を考える際に、正途出身者を重視する、という直

隷総督の判断基準を推察することができよう。

(2) 任期

順治元年（1644）、薛良心が清朝時代に入ってからのはじめての知県として宝坻県に着任した¹¹。それから清朝支配が崩壊したまでに、少なくともものべ129名の知県が在任した。その平均任期については、下表を参照されたい。

【表2、清代宝坻県知県の任期】

時期	地区	宝坻県		河南鹿邑	湖南常寧	四川省
		のべ人数	平均任期	張仲礼の統計		王笛の統計
順治（18年）		7	2.57	2.60	4.50	5年程度
康熙（61年）		21	2.90	5.50	4.30	
雍正（13年）		8	1.62	2.60	2.60	
乾隆（60年）		16	3.75	3.50	4.00	2年程度
嘉慶（25年）* ¹		4		1.40	1.70	
道光（30年）		26	1.15	1.60	1.00	1年半程度
咸豊（11年）* ²		8	1.37	1.20	0.90	
同治（13年）* ³		9	1.44	1.30	1.10	
光緒（34年）* ⁴		29	1.17	0.90	1.50	
宣統（3年）* ¹		1				

* 1：データが不十分のため、統計から除外する。
* 2：再任した1人を含む。
* 3：再任した2人を含む。
* 4：再任した4人を含む。
出典：表1と同じ。張仲礼『中国紳士—關於其在19世紀中国社会中作用的研究／Chinese gentry：Studies on their role in nineteenth-century Chinese Society』（上海、上海社会科学院出版社、1991年）、第56頁。王笛『跨出封閉的世界—長江上游区域社会研究（1644-1911）』（北京、中華書局、2000年）、第373-375頁。

この表から見られるように、清代の前期（康熙・雍正・乾隆）においては、雍正年間を除いて、知県の平均的任期は2年以上があり、道光朝以後においては、平均的任期は1.15年～1.47年でしかなかった。要するに、乾隆年間以外、知県の平均的任期が規定の3年を下回ったこと

がわかる。

以上では、清代における宝坻県知県の群像を概観したが、全国的な状況と合致するもの（たとえば、任期など）もあるが、正途出身知県が比較的に数多く就任した点は特徴的なことであると考えている。

¹⁰ 近藤秀樹「清代の捐納と官僚社会の終末（上）」、『史林』、第46巻第2号、1963年3月、第82-110頁。和田正広「明代の地方官ポストにおける身分制序列に関する一考察—県缺の清代との比較を通じて」、『東洋史研究』、第44巻第1号、1985年6月、第77-109頁。後

に、和田正広『明清官僚制の研究』（東京、汲古書院、2002年）の第9章・明代地方官の身分制序列として再録第324-359頁）した。

¹¹ 『（光緒）順天府志』（清光緒十二年刊十五年重印本）、卷七十四、官師志、伝、第29b頁。

3、属官配置

清代に入って、明代の制度が継承されて、県ごとに知県が最高責任者として配置されたほ

か、必要に応じて県丞と主簿もそれぞれ配置された¹²。以下はその概要である。

【表3、清代の知県とその僚属】

直省	雍正二年 ¹	乾隆二十二年 ²	道光二十年 ³
知県	1,176	1,298	1,305
県丞	374	412	419
主簿	96	108	125
典史	1,177	1,297	1,306

出典：
 1、『文陞閣縉紳全書』（清雍正二年冬季京師文陞閣刊本）、総叙、第6a頁。
 2、『大清仕籍全編』（清乾隆二十八年京師卿雲閣刊本）、品級、第1a-2b頁。
 3、『大清摺紳全書』（清道光二十年京師榮祿堂刊本）、職官総目、第9a頁。

宝坻県においては、知県のほか、佐貳官としての主簿1、首領官としての典史1が配置されたのに対し、県丞の配置はなかった。乾隆年間、宝坻県の主簿衙門は知県衙門の西側、典史衙門はその東南にあった¹³。

主簿は通常、県丞と一緒に「糧馬・徴税・戸籍・緝捕」などの「諸職」を管理するものであり¹⁴、宝坻県においては、主簿は「捕務」すなわち治安担当のほか、主に河川工事のことを担当していた。道光四年（1824）から二十五年（1845）秋頃以後に裁撤されるまでに、その主簿はおもに河の事務を担当する「管河主簿」であり、「直隸宝坻県主簿分管地方捕務兼理河道堤工」の戳記を使用していた¹⁵。

このほか、宝坻県には教官として教諭1と復設訓導1があった。ちなみに、宝坻県儒学の進

学定員は「十二名」であったのに対し、廩生と增生の定数はそれぞれ二十名であった¹⁶。なお、「雑職」として設けられた僧会司・道会司・陰陽学・医学にはそれぞれ僧会1・道会1・訓術1・訓科1が責任者として配置された。

知県の属官ではないが、武官もあった。乾隆年間、駐防八旗には防守御1・防尉1・驍騎校1があり、緑営には都司1・把総1・外委把総1と236名の兵士があった。駐防八旗は稽察宝坻等处駐防大臣の管轄を受けるのに対し、緑営は天津鎮総兵の統轄を受けている¹⁷。

いずれにしても、清代後半の宝坻県においては、日常の行政としての刑名と錢糧を担当するのは知県と典史、合わせて2人であった。これは、清代後半における県レベル官僚配置の最も

¹² 明代では、県丞と主簿は「因事添設」、すなわち業務の状況により配置するポストであった。『(万曆)大明会典』（揚州、広陵書社、2007年）、巻四、吏部、官制、外官、第95頁。なお、崇禎年間の『分省撫按縉紳便覧』（上海、上海古籍書店、出版年不詳）の記載によれば、崇禎年間の宝坻県には、知県のほか、主簿と典史が配置されたことがわかる。

¹³ 『(乾隆)宝坻県志』、巻三、建置、県治、第6b頁。

¹⁴ 趙爾巽ら『清史稿』（北京、中華書局、1970年）、巻百十六、職官志、第3357頁。

¹⁵ 『清宣宗実録』（北京、中華書局、1986年、影印本）、

巻七十七、道光四年十二月戊寅、第34冊第240-241頁；巻三百二十四、道光十九年七月癸亥、第37冊第1099頁。『縉紳全書』（清道光二十五年秋京師榮祿堂刊本）、直隸、第4a頁。『爵秩全覽』（清道光二十六年刊本）、直隸、第3b頁。

¹⁶ (清)仁宗勅編『(嘉慶)欽定学政全書』（清嘉慶十七年内府刊本）、巻六十八、直隸学額、第1b-2a頁。

¹⁷ 『(乾隆)宝坻県志』、巻八、職官、第19a-20b頁。劉子揚『清代地方官制考』（北京、紫禁城出版社、1994年）、第165頁。羅爾綱『緑営兵志』（北京、商務印書館、2011年）、第137頁。

典型的なものであったと言えよう。

4、胥吏と衙役

上記のような「官」のほかにも、書吏も配置さ

れた。宝坻県の衙門には、大堂の左右に「書吏房が各七間」、つまり吏房・戸房・礼房・兵房・刑房・工房などの書吏たちの執務室があった¹⁸。乾隆年間の配置規定については、表4を参照されたい。

【表4、乾隆年間宝坻県書吏配置規定】

衙門	知県	主簿	典史	儒学	合計
書吏	14	1	1	1	17

出典：『(乾隆)宝坻県志』、卷五、賦役、支解、第24b-28b頁。乾隆年間の宝坻県においては、知県の書吏を「吏書」、主簿と典史の書吏を「書辦」、儒学の書吏を「学書」と言う。

書吏のほかにも、衙役も配置された。乾隆年間において、衙役の定員は表5を参照されたい。

【表5、乾隆年間宝坻県衙役配置】

	知県	倉庫	主簿	典史	儒学	計
門子	2		1	1		4
皂隸	12		4	4		20
作作	2					2
民壯	50					50
馬快	8					8
灯夫	4					4
看監禁子	8					8
驕傘扇夫	7					7
庫子		4				4
斗級		4				4
馬夫			1	1		2
門斗					5	5
齋夫					6	6
膳夫					2	2
合計	93	8	6	6	13	126

出典：『(乾隆)宝坻県志』、卷五、賦役、支解、第24b-32b頁。

以上で紹介した官僚・書吏・衙役の数字はいずれも「経制」、つまり規定通りのものであった。定数を超えて設置することができない官僚を除けば、書吏と衙役の実際の人数は「経制」を超えて設置されたことはその時代の「常識」であった。

5、幕友と長隨

幕友・長隨は官の身分を有しておらず、あくまで官僚個人が雇った参謀ないし秘書のようなものであった。幕友は、刑名（司法案件）・錢穀（税金）・書記（文書作成）・掛號（書類管理）・徴比（追徴課税）などの業務を担当する

¹⁸ 『(乾隆)宝坻県志』、卷三、建置、県治、第5b-7a頁。

瞿同祖『清代地方政府（修訂訳本）』、第62-67頁。

ものであった。その人数については、業務の多い州県には十数名、業務の少ない州県には二名ないし三名がいる、と汪輝祖が説明している。そのなかで最も重要なのは、刑名と錢穀を担当するものであった¹⁹。宝坻県の幕友にかかわる史料はこれから発掘しなければならないが、少なくとも十数名がいたと考えるのが妥当であろう。

汪輝祖が言うように、幕友は「不合則去」、すなわち雇い主の知県との意見が合わなければ、直ちに去っていくべきものであった。こうした「自由な身分」を有する幕友に対し、長随は人身的な束縛のある家来のような存在であった。「家丁」という長随の別名からその性格を見出すことができよう。清朝政府は康熙四十一年（1702）に、知州知県が赴任に際して「妻子兄弟」を除いて、連れていける「家人」の上限を20名と定め、それを超える場合の処罰を「降一級調用」とする罰則が定められた²⁰。雍正年間、知県などを歴任した直隸出身の王植は、自ら「直隸州」や「大県」に赴任する際の長随の人数について「七、八人」に過ぎないと説明した²¹。実際には、国の規定および王植のケースを超えることがむしろ多かった。本文の研究対象としての宝坻県もその一例であった。宣統元年（1909）の資料によれば、宝坻県知県のもと

には家族31名のほか、合計309名の長随（内訳：男304名、女5名）がいたことがわかる²²。

以上で見られるように、清代後半の宝坻県における官僚機構は、知県を中心に、補佐する典史1人、十数名ないし百数十名の胥吏と衙役、ないし定数のない幕友や長随からなるものであることがわかった。以下では、この官僚機構は、どの程度の民衆を相手に行政をしていたかについて見てみよう。

二、宝坻県の社会組織

1、宝坻県の人口

『(乾隆)宝坻県志』の記録によれば、雍正九年（1731）に宝坻県より齊河県が析出された時点の民丁・竈丁・額外丁の合計は6,664であり、乾隆六年（1741）のそれは7,223であったことがわかる²³。乾隆四十六年（1781）、「戸部冊」に登録されている宝坻県の人口は、485,993「口」であった²⁴。光緒九年（1883）になって、「采訪冊」の記載によれば、宝坻県には、「七万八千五百一十五戸、男女大小三十二万六千五百九十一口」があった、ということがわかる²⁵。

このように、雍正九年（1731）以降で宝坻県の管轄区域の変化も大きな社会動乱もなかったにもかかわらず、光緒年間の人口数は乾隆年間

¹⁹ (清) 汪輝祖『佐治薬言』、辦事勿分畛域、官箴書集成編集編纂委員会『官箴書集成』（合肥、黄山書社、1997年）影印清同治十年慎問堂汪龍莊先生遺書本、第5冊第322頁。

²⁰ (清) 李珍『定例全編』（清康熙五十四年刊本）、巻十五、外官携帯家口定数、第55a-b頁。

²¹ (清) 徐棟『牧令書』、巻四、用人、王植「家人」、第7冊第85頁。「長随非在官之人、而所司皆在官之事、乃胥役所待以承令而集事者也。余從不多用人、即在直隸州・大県、所用不過七、八人、司關正副各一人、司倉二人、僉押一人、管廚一人、備差遣一人、有馱遞、則管号一人」。ここでいう「直隸州」と「大県」は、王植が直隸州知州や知県として歴任した広東省の羅定州（直隸州）、新会県、香山県などであった。『清史列

伝』（北京、中華書局、1987年）、巻六十七、王植、第5364頁。

²² 『順天府档案』、巻2、第025号。未見。魏光奇『有法與無法—清代的州県制度及其運作』（北京、商務印書館、2010年）、第124-125頁を参照。

²³ 『(乾隆)宝坻県志』、巻五、賦役、戸口、第1a-4a頁。

²⁴ [清] 于敏中等奉勅編『欽定日下旧聞考』（北京、北京古籍出版社、1983年）、巻百四十五、戸版、第2320頁。この数字については、曹樹基の議論に留意する必要がある。曹樹基『中国人口史（第五巻）』（上海、復旦大学出版社、2001年）、第327-331頁

²⁵ 『(光緒)順天府志』、巻四十九、食貨志、戸口、第7b頁。

の人口数を大幅に下回るといふ難解のこともあ
るが、いずれにしても、宝坻県知県が約30～40
万人、すなわち「数万戸」の住民を対象に執務
しなければならなかった、と考えているほうが
妥当であろう²⁶。

2、宝坻県の「官製」組織と役職

ほかの地域と同じように、宝坻県において
は、「狭小の官僚機構」が「巨大な社会を統
治」するために、国家はありとあらゆる組織を
利用した。その組織の根幹を成したのは、官側
の意思に従って設立した「保」のような「官
製」組織であった。

(1) 「保」と「郷保」

①配置

清代の宝坻県における「官製」組織の根幹
は、「保」であった。

明代の嘉靖年間、宝坻県には郷4、里24、坊
1、屯7があった。ここでいう「郷」とは、地
理的な概念であり、つまり県城を中心に、東の
「海濱郷」、南の「広川郷」、西の「望都郷」、北
の「渠陽郷」であった。「郷」には書手が配置
されただけで（後述）、官僚や衙役も「郷」の
顔役も配置されていなかった。これに対し、
「里」と「屯」は実体のある住民組織であっ
た。「里」に編入するのは「土著」であり、
「屯」に編入するのは「遷発」すなわち強制移
住させられた住民たちであった。「坊」につい
て、さらに調べる必要があるが、これらの「里
／屯／坊」のもとに、118の村があった。その

後、屯（おそらく「坊」も）が里に併合され、
里の数は万暦年間に30、崇禎年間に26であっ
た²⁷。このように、明代の後半において、宝坻
県の郷村組織の構造は、郷→里→村というもの
であった。

清代に入ってから、宝坻県では、明代の4つ
の郷をほぼそのまま継承した。雍正九年
（1731）、宝坻県内の梁城守禦千戸所を中心とす
る240の村を中心に寧河県が新設されたのち²⁸、
乾隆年間の宝坻県には、郷4、里20、保46、莊
すなわち村910があった。ここの「里」とは、
明代の里甲制度に由来するものであろうが、明
代のような里長が配置された、実体のある住民
組織というより、単なる郷の下位にある地理的
概念になっていた。その下部組織ないし「官
製」組織の根幹として住民管理を行う実体のある
組織とえば、郷長や保正が配置された
「保」というものであった。言い換えれば、本
来の「里」の下に存在した「甲」のかわりに、
保甲制度に由来した「保」は行政村として役割
を持つようになった。「保」は、「莊」つまり自
然村を管轄していた。このように、里甲制度と
保甲制度が合体することによって、清代の宝坻
県における郷村組織は、郷→里→保→莊とい
うものになっていた。『（乾隆）宝坻県志』には、
次のような記録がある²⁹。

以郷統里、以里分保、設郷長・保正以董
之。

宝坻県の郷・里・莊の詳細については、【表
6】を参照されたい。

²⁶（清）徐棟『牧令書』、卷一、治原、沈起元「循吏約」、
『官箴書集成』、第7冊第16頁。

²⁷『（乾隆）宝坻県志』、卷六、郷閭、里甲、第2b頁。『大
明官制』、『皇明制書』（東京、汲古書院、1967年、影
印明万暦七年張鹵大名府刊本）所収、冊下、第212頁。
『宝坻県志』（天津、天津社会科学院出版社、1995年）、

第94頁。

²⁸『（光緒）寧河県志』（清光緒六年刊本）、卷二、職方、
沿革、第4b頁。『大明官制』、『皇明制書』所収、冊下、
第214頁。『宝坻県志』、第94頁。

²⁹『（乾隆）宝坻県志』、卷六、郷閭、里甲、第3b頁。

【表6、宝坻県の郷村組織】

郷	里	保	郷長と保正	荘	合計
海濱郷	慈恩里	1	郷長1	40	里5 保17 荘408
		1	保正1	37	
		1	保正1	18	
	孝行里	1	郷長1	9	
		1	保正1	16	
	興保里	1	郷長4、保正4	34	
		1	郷長4、保正4	24	
		1	郷長4、保正4	21	
		1	郷長4、保正4	15	
		1	郷長4、保正4	18	
	居仁里	1	郷長1	21	
		1	保正1	15	
		1	保正1	33	
		1	保正1	17	
	承化里	1	郷長2 保正3	34	
		1		44	
1		12			
広川郷	和楽里	1	郷長1、保正1	29	里5 保8 荘149
		1	保正1	11	
	好礼里	1	郷長1	12	
		1	保正1	2	
	尚節里	1	郷長1	10	
		1	保正1	25	
寧海里	1	郷長1、保正1	38		
嘉善里	1	郷長1、保正1	22		
望都郷	安成里	1	郷長1、保正1	14	里5 保8 荘119
	務本里	1	郷長1、保正1	22	
	広孝里	1	郷長1、保正1	16	
		1	郷長1	3	
	進賢里	1	郷長1、保正1	25	
	新得里	1	郷長1、保正1	8	
		1	保正1	18	
1		郷長1、保正1	13		
渠陽郷	善教里 (付郭：本城郷長2)	1	保正1	19	里5 保13 荘234
		1	保正1	18	
		1	郷長1	17	
		1	保正1	6	
	厚俗里	1	郷長1、保正1	32	
		1	郷長1	20	
		1	郷長1	16	
	新安里	1	郷長1	26	

	崇智里	1	郷長1、保正1	21
		1	保正1	14
	得義里	1	郷長1	16
		1	保正1	8
		1	保正1	21
出典：『(乾隆)宝坻県志』、卷六、郷閭、里甲、第4a-22b頁。				

道光年間以後の宝坻県においては、郷長と保正の存在が確認しておらず、それらの代わりに「郷保」という専有名詞が頻繁に登場するようになった。「郷保」は「郷約」と「地保」の結合であったという意見もあるが、「郷長」と「保正」の両者をあわせたという意見もある³⁰。

宝坻県において、郷保がいつ登場したのかは未だわかっていない。清代に限って言えば、「郷保」という用語の登場は実に久しい。たとえば、康熙十三年（1674）頃、湖広黄州知府の于成龍が「東山賊」の善後策として、「本地士民人等」を対象に下記のように「示諭」した³¹。

查本人帰家、驗明守道給票并告示、即善為安插。如有諸色人等藉端嚇詐、除本人稟究外、郷保即刻指名呈報、以憑報道申院、拿解正法。倘通同作弊、或縱容肆虐、事犯之日、郷保均難姑宥。

このほか、雍正元年（1723）、次の規定が「議準」された³²。

地方有敵血訂盟、結連土豪、及衙役兵丁為害良民、拋鄰右郷保首告、地方官如不準理、又不緝拿、或致蜂起為盜、擄掠橫行。將不行準理、又不緝拿之地方文武各官、該督撫題參、革職治罪。

康熙から雍正にかけて、清朝政府は保甲制度の強化に努めていた。しかし、上記の資料を見れば、清朝政府は、地方での治安強化を考える際に、「郷保」にも一定の役割を持たせていたことがわかる。

なお、上記の【表6、宝坻県の郷村組織】などの史料から見てわかるように、乾隆年間の郷長と保正、およびそれ以後の郷保は、里甲や保甲のような十進法によって人為的に結成された組織を率いるものではなく、自然村を基本とする地縁組織の役職であった。1人の役職者が2～44の村を管理するという数字上の違いは、こうした組織の性格によるものであった。こうした組織編制および役職の配置は、乾隆年間以降においても継承されていたと考えられる。

②郷保の役割

清代後半の郷保、つまり地方支配の基本組織としての「保」のリーダーがもつ役割については、以下の数点を挙げることができる。

第一、「清查戸口門牌」すなわち里内の住民を管理することであった。乾隆五年（1740）、清朝政府は「各州県」において、世帯ごとに住民の氏名などを明記する「保甲門牌」制度の実施を決定した³³。支配の末端においてこの業務

³⁰ 黄宗智『華北の小農経済与社会変遷』、第234頁。蒲池典子「清季華北『郷保』の任免—中国第一歴史档案館蔵『順天府全宗』宝坻県档案史料の紹介を兼ねて」、『近代中国研究彙報』、No17、1995年、第1-23頁。

³¹ (清) 于成龍『于清端政書』(台湾商務印書館影印文淵閣四庫全書)、卷一、武昌書、禁止嚇詐就撫士民論、

第1318冊第573-574頁。下線は筆者。

³² (清) 高宗勅編『(乾隆) 欽定大清會典則例』(台湾商務印書館影印文淵閣四庫全書)、卷二十七、吏部、考功清吏司、雜犯、禁止聚衆、第620冊第540頁。

³³ (清) 高宗勅編『(乾隆) 欽定大清會典則例』、卷三十三、戸部、戸口下、第621冊第20頁。

を担当したのは、保正や保長、および郷保などであった。これは、郷保が担当する最も基礎的な業務であったと言えよう。嘉慶十九年(1814)、宝坻県興保里の郷保周香五は、戸書と一緒に「清查戸口門牌」をしたため、県の衙門での「点卯」すなわち点呼に参加することができなかった³⁴。

第二、「稽察地方」すなわち地方治安を担当することであった。これはそもそも保甲組織としての役割であった。たとえば、厚俗里の郷保だった趙寛泗が道光二年(1822)二月初二日に「謀食」のため、そのまま外出したのを受けて、息子の趙徳起は宝坻県知県に対し、「回日無期、恐悞公務」と報告した。これを受けて、知県は、「郷保一役、有稽察地方之責」と述べ、後任人事を進めるよう、その里の書手らに指示した³⁵。案件などが発生した際に、牌頭から通告を受けて、郷保はただちに知県に報告しなければならないとされている。たとえば、道光二十八年(1848)四月から五月にかけて、南燕窩荘に住む李文川が親族を誣告する際に、郷保の王漢魁は牌頭の韓福周の報告を受けて、知県に対し、誣告した李文川が「実係匪悪已極」として「具稟」した。その李文川が釈放された際に、彼の身元保証人になったのも郷保の王漢魁であった³⁶。

第三、「承催糧租」すなわち税金の徴収を担当することであった。ここでいう「糧」とは「糧銀」、つまり民地に由来する地丁銀のことであり、「租」とは官有地の租税収入であった³⁷。たとえば、興保里で爾家荘をはじめとする21の村を担当する郷保の于鶴亭は、「在冊糧銀約有一千五百餘両」の徴収を怠ったうえ、郷保就任

の「諭帖」を県衙門に返却して辞任の意思を示した。これを受けて、知県は書手や車領らに対し、「査郷保一役、有稽察地方、承催糧銀之責」として、協議して「妥実」な人物を推薦するよう指示した³⁸。

第四、「辦理差務」すなわち各種労役の徴収と実施を担当することであった。宝坻県には二種類の労役があり、つまり「大差」と「小差」であった。前者は物資の運搬を中心とするものであり、その担当者は「車領」と「幫辦」であった。物資運搬以外の労役は「小差」であり、郷保が責任者としてその実施に当たっていた。嘉慶年間に厚俗里の郷保だった袁天榮は、「兵差」と「各雜項差務」の担当について、里内の「九莊」が「均攤」すべしと主張した。これを受けて、里内からは「差從地出、按地派差」、つまり各村の土地面積に応じて労役を負担すべしとしての反対意見が出された³⁹。この史料によれば、郷保が里内において、労役の分担方法を決めて実施する責任を持っていたことが分かった。

(2) 牌頭と甲長

【表6、宝坻県の郷村組織】を見ればわかるように、郷保のもとに2ないし44の村を管理していた。よって、1人の郷保(場合によって複数)がそれらの村での業務遂行が非常に難しかった。そこで、各村にある牌頭と甲長の協力を得てはじめて業務を遂行することができた。

道光元年(1821)、和楽里郷保の張国玉は知県に対し、管下の李賢荘などには「牌甲」がないため、公務遂行の支障になることを理由に、金成仲ら7人を牌頭、崔秀文ら3人を甲長に任

³⁴ 『順天府档案』、卷八七、未見。叢翰香編『近代冀魯豫郷村』(北京、中国社会科学出版社、1995年)、第38頁を参照。

³⁵ 『順天府档案』、卷八九、第009号。

³⁶ 『順天府档案』、卷一六二、第154-173号。

³⁷ 宝坻県においては、官有地として「御用監地」「工部地」「宮地」などがあつた。『(乾隆)宝坻県志』、卷五、賦役、田壤、第6b-22a頁。

³⁸ 『順天府档案』、卷九一、第150-152号。

³⁹ 『順天府档案』、卷八九、第070-071号。

命してほしいと稟文をして伺った。これに対し、知県は「候伝認辦公」と批した。道光二十七年（1847）、興保里郷保の馬得山は、自ら管理する白家荘など5つの村で牌頭がなく、税金未納者を特定することができず税金をスムーズに徴収することが困難であることを挙げて、「辦事妥協」の陳宗福ら7人を牌頭として任命するよう、知県に申し込んだ⁴⁰。

村の規模にもよるが、郷保のもと、甲長と牌頭が同時に配置されたケースもあれば、どちらかが一方だけ配置されたケースもあった。要するに、所定の業務を完遂することがさえできれば、清朝の中央政府も宝坻県の衙門も、いわゆる十進法のような形式要件そのものについては、あまり拘らずにして、柔軟に対応していたのであった。

（3）書手

郷保は牌頭と甲長のほか、地方支配の基本組織のリーダーとして様々な役割を果たすために、特定の業務を担当するものからの補助をも受けていた。その一つとしてあげられるのは書手である。

宝坻県においては、里ごとに「書手」が配置された。書手は、「里の田畝を稽核して、錢糧徴収の簿籍を作成し、これを保管して毎年錢糧を徴収することを掌っていた」役職であった⁴¹。つまり、郷保は錢糧徴収の任務を担当するが、その徴収の根拠となる簿籍を把握するのは書手であった。このように、書手は計算の知識を持ち、読み書きの能力を有する、「錢糧飯」を食う、世襲性の高い「専門職」のような存在であった⁴²。

書手らは地方支配の現場において、里の土地簿籍を管理するほか、郷保人事にもかかわった。たとえば、道光二十六年（1846）十一月二十六日、和樂里郷保の王有珍が「潜逃」したことを受けて、書手の韓明德が稟文をもって知県に報告し、後任人事を進めたいと伺った。

為稟明事。切因本李郷保韓明德潜逃無踪、現值租銀報解之際、乏人辦公。經身親至伊家查詢、掙伊家屬云称、早已外出、不知去向、永遠不充郷保、等語。恐有貽誤、理合稟明。叩乞大老爺恩准賞諭另選、接充施行、上稟。

これに対する知県の批は下記のようなものであった。

候給諭送選接充。仍候嚴緝逃匿之郷保王有珍、務獲送案究辦。

二日後の二十八日、知県は衙役に対し、書手の韓明德および王有珍の身元保証人らと協力して後任の郷保を推薦するよう、という「諭」を發した。約一カ月後の十二月十九日、「車差人」らの推薦人事が認められ、趙恩慶が郷保に就任した⁴³。その後、韓明德は道光三十年（1850）と咸豐四年（1854）に、郷保の選出人事にもかかわった⁴⁴。

郷保の人事と違って、書手の人事についてはいまだ明らかにされていないが、順天府档案によれば、一族は数年にわたり書手のポストを独占したことが多かったことがわかる。先に紹介した和樂里の場合、韓明德に続いて書手を務めたのは韓国安であった。この韓国安は同治七年（1868）から十二年（1873）にかけて、4人の郷保人事にかかわっていた。韓国安と韓明德は親子であったかどうかはわからないが、一族

⁴⁰ 『順天府档案』、第九十卷、第008号；第八八卷、第176号。

⁴¹ 佐伯富「清代の里書—地方行政の一齣」、佐伯富『中国史研究』（京都、東洋史研究会、1971年）、第349-361頁に所収。初刊は『東洋学報』、第46卷3号、1963

年。

⁴² 梁方仲『明代糧長制度』（上海、上海人民出版社、2001年）、第11頁。

⁴³ 『順天府档案』、卷八八、第158、159、164号。

⁴⁴ 叢翰香編『近代冀魯豫鄉村』、第27-28頁。

であった可能性がかなり高いと考えられる。なお、尚節里の場合、嘉慶二十三年（1818）から光緒二十三年（1897）にかけての80年間、書手を務めたのはほとんど邳の一族の関係者であった。嘉慶十六年（1811）から光緒二十七年（1801）に至るまでの約90年間、厚俗里の書手を独占したのは李の一族であった⁴⁵。

郷保に比べて、書手のもう一つの特徴として任期の長期性を挙げることができよう。たとえば、邳永興は同治二年（1863）から光緒七年（1881）にかけての約20年間にわたり、尚節里で郷保の人事を握っていた。類似のケースは嘉善里の曹輔明（同治六年～光緒十二年、20年間）、和楽里の于広謨（光緒二年～十三年、11年間）、厚俗里の李天璽（道光二十六年～咸豊五年、10年間）などがあった⁴⁶。

（4）車領

郷保・書手・郷約のほか、「車領」と呼ばれる差役の担当者もいた。車領とは、そもそも「車馬大差」の担当者であった。車領人選の決め方とその差務の詳細については、いまだ分かっていない部分が多いが、実際に車領になったのはほとんど「職員」の身分を有し郷村中の富戸であったことがわかる。道光二年（1822）二月、興保里の郷保人事を巡り、知県は「該里

車領另举妥人承充」、つまり後継者を推薦するよう、車領に指示した。これを受けて、「車領職員馬錦榮」を中心に後継者選びをして推薦した⁴⁷。王福明の研究によれば、19世紀前半の嘉慶年間と道光年間、郷保の人事に深くかかわっていたのは書手のほか、車領と車領を補佐する幫辦であったこと、咸豊年間より青苗会の首事が郷保人事にかかわるようになり、光緒年間になって郷保の人選は青苗会の首事が握るようになったことがわかる⁴⁸。

このように、住民管理の要としての郷保を機能させるため、宝坻県は里ごとに書手を配置したと同時に、各里で物資運搬の労役を担当する、一定の経済力と社会的地位を有する車領をも利用した。

（5）郷約と農官

里甲と保甲と同じように、郷約も「在民の役」として国家の意志によって設置されたものであった。その設置目的としては、里甲と保甲のように、自然村を行政村にするため、住民を一定の枠に基づいて再編成しようとする行政組織ではなく、民を教化することを主たる目的として設けた役職であった⁴⁹。

雍正年間と乾隆年間の宝坻県に於ける郷約の配置について、表7を参照されたい。

【表7、宝坻県の郷村組織】

No.	配置場所	配置年代	約正	約副
1	本城	雍正七年	1	4
2	林亭口	雍正七年	1	2
3	大口屯	雍正七年	1	2
4	黒狼口	雍正七年	1	2
5	黄莊	雍正七年	1	2

⁴⁵ 叢翰香編『近代冀魯豫郷村』、第34-35頁。

⁴⁶ 叢翰香編『近代冀魯豫郷村』、第26-29頁。

⁴⁷ 『順天府档案』、第88巻、第167、180号。

⁴⁸ 叢翰香編『近代冀魯豫郷村』、第33-34頁。

⁴⁹ 伍躍「『在民の役』：巴県档案に見える郷約像—前近代中国の国家による社会支配の一側面」、『東洋史研究』、第七十四巻第三号、2015年12月、第3-35頁。

6	新集三岔口	雍正七年	1	1
7	新開口黃家集	乾隆九年	1	

出典：『(乾隆) 宝坻県志』、卷六、郷閭、附董勸、第31b-33a頁。

その配置場所とは、県城のほか、ほとんど県内の「巨鎮」つまり重要なマーケットタウンであった。郷約として「貢監生員」から選ばれた「朴茂端雅」の者は「朔望」の日に「聖諭」を「宣」する。

このほか、「田功」を「勸める」ために、郷ごとに「稼穡」を知る者1人を「農官」として任命していた⁵⁰。

3、「民間」組織

官側の意思に従って設置した「保」のような「在民の役」の性格を有する「官製」組織に対し、先に触れた青苗会首事の性格はやや異なる。

これまでの研究ですでに明らかにしたように、青苗会とは清代中期以後、華北地方で泥棒などから小麦などの農作物を守るために、自発的に結成した民間の互助組織であった。清末から民国期にかけて、青苗会は次第に村の行政の中心となっていた。その青苗会は首事・看青人・会衆によって構成された。発足当初、青苗会は季節的な組織、つまり農作物を収穫する前後の二ないし三カ月程度に限って結成して活動するものであった。その首事は主に①会費としての「青銭」の徴収と看青人の雇用、②農作物泥棒への処罰、損害発生時の賠償、③会の結成と解散に関する事務、とりわけ青圈すなわち守る農作物の範囲の登録と費用の徴収、などを担

当していた⁵¹。

少なくとも、道光年間において、青苗会が青銭の徴収に際して、あわせて徭役銀を徴収するケースがすでにあった。たとえば、道光二年(1822)八月、好礼里大藍各荘において、徴収した青苗会の青銭のなかに「道夫」の銭文もあった⁵²。やはりこの頃から、青苗会の首事に徭役を負担してもらうケースが出てきた。咸豊五年(1855)頃、厚俗里郷保の袁天榮は、交付された「兵差」と「各雜項差務」を西河務荘など9つの村に「均攤」させ、各「首事」に通知した。「看青多年、各荘地畝数目、無不知之」の袁天榮が「各荘地畝数目」を無視して「均攤」させたことに対し、土地の少ない村の首事らが反発して彼を相手取り訴訟を起こした⁵³。爾後、青苗会の首事は徭役のほか、村の公務と治安ないし河川工事などを担当するようになった。咸豊八年(1858)、胡各荘首事の呂秉公が訴えられたため、公務の担当ができなかった。洪水から「田廬」を守る「堤埝」という水利施設の修理が迫られるのを受けて、村の人たちが知県に対し、工事遂行のため、呂秉公を「開積」するようと嘆願した⁵⁴。こうしたなかで、首事の力が次第に強くなり、やがて郷保人事を牛耳るようになった。王福明の研究によれば、光緒年間になって、郷保の推薦者がほとんど青苗会の首事であったということがわかる⁵⁵。民国期に入って、青苗会は郷保のかわりに、郷村

⁵⁰ 『(乾隆) 宝坻県志』、卷六、郷閭、第4a-33a頁。

⁵¹ 周健・張思「19世紀華北青苗会組織結構與功能變遷—以順天府宝坻県為例」、『清史研究』、2006年第2期、第39-51頁。

⁵² 注7と同じ。

⁵³ 『順天府档案』、第89卷、第070-071号。

⁵⁴ 『順天府档案』、第223卷、第079、082号。未見。周健・張思「19世紀華北青苗会組織結構與功能變遷—以順天府宝坻県為例」、『清史研究』、2006年第2期、第39-51頁による。

⁵⁵ 叢翰香編『近代冀魯豫鄉村』、第33-34頁。

政治の中心となった。満鉄による中国農村慣行調査の際に「青苗会とは何をする会か」という満鉄調査員の質問に対し、農民は「村公所のことだ」と答えた⁵⁶。これは、一民間組織から地方行政の末端機関への変身であったと言える。

おわりに

筆者はかつて、『巴県档案』を用いて郷約による権力行使の性格についてこう指摘している。つまり、郷約「公務執行の際に行使したわずかな権力は、あくまで知県がもつ行政権の部分的延長」に過ぎないのであり、郷約らはあくまで「在民の役」として国家権力に服従しなければならないのである⁵⁷。この結論は、宝坻県においても適用しうると考えられる。

『順天府档案』のなかに、郷保などによる公務執行についての報告が多数あり、所定の役割を果たせなかった社会組織の役職者に厳しく対処したケースも数多くあった。道光五年(1825)、和楽里の郷保裴万発が「潜逃」したのを受けて、知県は、裴万発が「在官人役」としてひそかに逃亡するのを許せず、その逮捕を命じた⁵⁸。ほかに、「枷号」や「責十五板」に処罰された郷保もいた⁵⁹。こうした国家＝官側が社会組織の役職者に対し支配的地位を有していたことは、政治支配の中心部に近い宝坻県と内陸の奥地にある巴県は遠く離れてはいるものの、ともに同一の支配システムのもとにあった、ということが物語っている。これこそ、国家基礎権力の実現形態であったと言える。

このように、清代後期の宝坻県において、知県が属官数人の補佐を受けながら、十数人の胥吏と百数十人の衙役、および幕友と長随からなる「狭小の官僚機構」を率いて、約30～40万人の民衆が構成する「巨大な社会」を有効に統治していたことがわかった。紙面の制限により清代後半の宝坻県における官僚機構の構成についてのみ説明したが、それがもつ役割について別稿に譲りたい。だが、ここで見られるように、国家基礎権力の実現に際して、国家は官僚機構と社会組織という2つのツールを同時に用いていた。前者の官僚機構は、国家基礎権力を実現させるための中心的な役割を果たすものであったのに対し、後者の社会組織は、官僚機構による支配のもとで補完的役割を果たすものであった。ここでいう「官僚機構による支配」とは、日常的に行う治安維持や在勤徴収などの諸業務が官僚機構の指示命令に基づいて、社会組織がその分の行政事務を「代行」することであった。

要するに、「巨大な社会」を統治するに際して、官僚機構は与えられた権限を用いて、複合的政策手段や各種制度を総合的に運用していた。日常的な諸業務の一部を社会組織に代行してもらった、ということは、近代国家が行う行政事務の民間委託と同じように、行政効率を向上させ行政コストが削減できるほか、その「狭小の官僚機構」が社会統治に必要な「最低限の公序や司法」提供するという事に専念することができるようになった⁶⁰。いうまでもないが、官僚機構による各種組織の利用はあくまで国家が持つ様々な選択肢のうちの一つであった

⁵⁶ 中国農村慣行調査刊行会『中国農村慣行調査』第一巻(東京、岩波書店、1952年)、第6頁。

⁵⁷ 伍躍『「在民の役」：巴県档案に見える郷約像—前近代中国の国家による社会支配の一側面』、『東洋史研究』、第七十四巻第三号、2015年12月、第3-35頁。

⁵⁸ 『順天府档案』、第八九巻、第019号。

⁵⁹ 『順天府档案』、第八九巻、第018号；第90巻、第105

号。

⁶⁰ (米) フランシス・フクヤマ (Francis Yoshihiro Fukuyama) 『政治の起源—人類以前からフランス革命まで／The origins of political order: from prehuman times to the French Revolution』(東京、講談社、2013年)、下冊、第115頁。

に過ぎず、必要に応じて地方官が自ら現場に赴き執務するのもよくあった⁶¹。このように、結果として、清朝国家は「狭小の官僚機構を利用して巨大な社会を統治」することができたので

ある。この意味からして、本稿が議論する清代後期の宝坻県においては、清朝の国家基礎権力がほぼ有効に実現されたと言うことができよう。

⁶¹ 鮑永軍『紹興師爺汪輝祖研究』（北京、人民出版社、2006年）、第155-179頁。張研『清代県級政権控制郷村的

的具体考察—以同治年間広寧知県杜鳳治日記为中心』（鄭州、大象出版社、2011年）、第123-338頁。